

## 令和5年12月市議会定例会議

# 経済民生常任委員会資料

議案第126号	福島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	2	頁
議案第128号	福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	6	頁
議案第129号	福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例制定の件	・・・	12	頁
議案第161号	指定管理者の指定の件（旧佐久間邸）	・・・	13	頁
議案第162号	指定管理者の指定の件中、市民・文化スポーツ部所管分 （音楽堂、古関裕而記念館）	・・・	15	頁
議案第163号	指定管理者の指定の件（草心苑）	・・・	17	頁
議案第164号	指定管理者の指定の件（民家園）	・・・	19	頁
議案第165号	指定管理者の指定の件（国体記念体育館ほか）	・・・	21	頁
議案第166号	指定管理者の指定の件（クレール射撃場）	・・・	23	頁
議案第121号	令和5年度福島市一般会計補正予算中、市民・文化スポーツ部所管分	・・・	25	頁
議案第123号	令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算	・・・	28	頁

市民・文化スポーツ部

福島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正する項目

- (1) 登録事項中、性別の削除（第6条第5号、第6号、第7号、第8号）
- (2) 申請・交付方法の規定の見直し（第14条第2項・第15条）
- (3) 災害等により証明書の交付ができない場合の交付方法についての規定の見直し（第16条）
- (4) その他文言の整理（第5条第2項、第6条第2項）

2 条例改正の背景及び内容

(1) 性別の削除

性的マイノリティの方々に対する配慮として印鑑登録証明事務においては、平成28年12月12日付で総務省より、証明書への性別記載について記載しない取扱いとして差し支えない旨通知があったが、本市においては、証明書様式等の変更にはシステム改修が必要であることから、対応が難しい状況であった。しかし、令和6年1月4日に住民基本台帳システム（印鑑登録システムを含む）が更新される予定であり、証明書様式の変更が可能であることから、申請書および印鑑登録証明書の性別欄を削除するものである。

(2) 申請・交付方法の規定の見直し

現在行っている窓口交付やコンビニのマルチコピー機等による印鑑登録証明書の申請・交付に加え、オンラインによる交付申請を予定している。今後も、マイナンバーカードの普及や行政手続きのオンライン化、キャッシュレス決済の浸透に伴い、印鑑登録証明書の申請方法・交付方法も多様化していくことが見込まれる。これらに迅速に対応するため、条例の構造そのものを見直し、申請・交付方法を別に定めるよう、改正を行うものである。

(3) 災害等により証明書の交付ができない場合の交付方法についての規定の見直し

災害等により印鑑登録証明書が交付できない場合には、登録している印鑑及び印鑑登録証の提示を求め、印鑑証明書を交付することとなっ

ており、登録印鑑確認用として可視台帳（印鑑登録時に印鑑を押印した原票）を保管しているが、可視台帳は経年劣化により印影が不鮮明になってきており、その機能に耐えないものもある。また、本市、住民基本台帳システム（印鑑登録システムを含む）は、災害時等への対策として、システムを2重化し、外部委託業者のデータセンタ及び本庁舎サーバー室にそれぞれ機器を設置するとともに、そのデータについては定期的にバックアップを取得するなど、システム稼働を確保するとともに、万一の際も速やかに復旧する構成となっている。これらのことから、可視台帳は廃棄することとし、また、交付の具体的な対応方法については、別に定めるよう改めるものである。

#### (4) その他文言の整理

印鑑登録原票は、専用通信回線を使用して電子計算機にて調製することから「電子情報処理組織」により調製するものとしていたが、昨今のクラウド化など情報システム形態の多様化を踏まえ、国等の条文を参考として表現を「磁気ディスク」と改めるものである。

### 3 条例施行予定日

令和6年1月4日から施行。ただし、第5条第2項、第6条第2項及び第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

### 4 具体的な影響

- (1) 印鑑登録事務において登録事項から性別が無くなるため、性的マイノリティに配慮した証明書発行が可能となる。
- (2) 申請・交付方法が多様化することにより選択肢が増え、市民の状況に合わせ選ぶことができるようになり、利便性が向上する。

### 5 その他特記事項

・印鑑登録証明書の性別の取扱状況 令和5年7月調査（中核市（福島市を除く）61市中 回答54市）

印鑑登録証明書の性別記載欄	なし	43市（80%）
	選択制	2市（4%）
	あり	9市（17%）

- ・今後予定している申請・交付方法  
決済機能付きオンライン申請の開始による郵送交付

【 資 料 】

福島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(印鑑登録申請の不受理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。次条及び第13条において同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査したうえ、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 市長は、前項の印鑑登録原票を磁気ディスクにより調製するものとする。</p>	<p>(印鑑登録申請の不受理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。次条及び第13条において同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査したうえ、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 男女の別</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 市長は、前項の印鑑登録原票を電子情報処理組織により調製するものとする。</p>
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者であり、かつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを保有する者は、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該行政機関等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者であり、かつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下この項において「個人番号カード」という。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下この項において同じ。）を保</p>

改正後	改正前
<p>合において、市長は、当該申請が本人の意思によるものであることを確認しなければならない。なお、その申請方法及び当該申請に係る意思確認の方法については、市長が別に定める。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>2 市長は、前条第2項の申請を受理したときは、第8条の規定にかかわらず、印鑑登録証明書を交付するものとする。なお、その方法については、市長が別に定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(印鑑登録証明の特例)</p> <p>第16条 市長は、災害その他やむを得ない理由により前条の規定による印鑑登録証明書の交付を行うことができないときは、市長が別に定めるところにより印鑑登録の証明を行うことができる。</p>	<p>有する者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続された民間事業者が設置する通信端末機器であつて、個人番号カードを使用して証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。）又は利用者操作端末機（市が設置する端末機であつて、個人番号カードを使用し、利用者自らが必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。次条において同じ。）により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 市長は、前条第1項の申請を受理したとき、又は利用者操作端末機により申請があつたときは、印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>2 市長は、多機能端末機により申請があつたときは、当該申請が行われた多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>3 第8条の規定は、第1項及び前項の規定による印鑑登録証明書の交付（前条第1項の規定による申請に係る交付を除く。）については、適用しない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(印鑑登録証明の特例)</p> <p>第16条 市長は、災害その他やむを得ない理由により前条の規定による印鑑登録証明書の交付を行うことができないときは、登録してある印鑑及び印鑑登録証の提示を求め、印鑑登録証明書に代えて印鑑証明書を交付することができる。</p>

## 議案第128号

# 福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書P32～P34)

### 福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)要旨

#### 1 改正する項目

- (1) 国民健康保険税の減額
- (2) 出産被保険者に関する届出

#### 2 条例改正の背景及び内容

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、少子化傾向が続く中、子育て世代のさらなる経済的負担の軽減さらに次世代育成支援を狙いとして産前産後期間における国民健康保険税を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担するために国民健康保険法の一部改正がおこなわれたため、福島市国民健康保険税条例を改正するものです。

##### (1) 国民健康保険税の減額(14条に3項を加える)

出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額

- ①単胎妊娠 出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4ヶ月間に係る所得割額と被保険者均等割額。
- ②多胎妊娠 出産予定月の3月前から出産予定月の翌々月までの6ヶ月間に係る所得割額と被保険者均等割額。

出産被保険者とは、妊娠85日以上の方、死産、人工中絶を含む流産及び早産の方。

##### (2) 出産被保険者に係る届出(14条の4を加える)

- ①世帯主等からの届書の提出。



(2) 市への影響

①影響の内容

国民健康保険税の減収

- ・所得割額は、出産被保険者の基礎控除後の総所得金額等に所得割保険税率を乗じて得た額の12分の4の額。
- ・被保険者均等割額は、出産被保険者均等割額の12分の4の額、低所得者世帯の軽減制度（均等割額を7割、5割、2割軽減）の適用を受けている場合は、軽減後の額の12分の4の額。

②令和5年度 減額対象期間に係る出産被保険者

令和5年11月から令和6年4月に出産する出産被保険者 60人（10人/月）

③条例に基づく令和5年度の減収

市全体の減収（R6.1月～R6.3月） 770千円見込

- ・被保険者（18歳以上）一人当たりの減額見込 約27,600円（内訳）
  - 所得割額（4ヶ月分）一人当たりの減額見込 約18,600円
  - 均等割額（4ヶ月分）一人当たりの減額見込 約9,000円

出産育児一時金支給実績・見込をもとに推計。

	R5年度	1月あたり
出産育児一時金 支給件数(見込)	120件	10件
うち介護2号該当 割合 5.7%	7件	0.57件

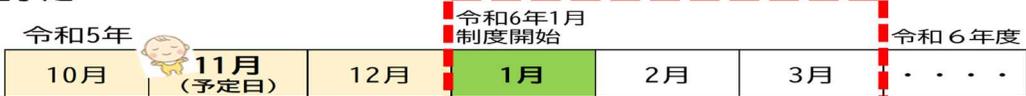
④国民健康保険税の減収分は、公費負担

公費割合 国1/2 県1/4 市1/4

◆ 条例改正による令和5年度対象月

- 1 1月出産→1月分軽減 10件×1か月分
- 1 2月出産→1～2月分軽減 10件×2か月分
- 1 月出産→1～3月分軽減 10件×3か月分
- 2 月出産→1～3月分軽減（4月分は次年度） 10件×3か月分
- 3 月出産→2～3月分軽減（4～5月分は次年度） 10件×2か月分
- 4 月出産→3月分軽減（4～6月分は次年度） 10件×1か月分

令和5年11月出産予定



令和5年12月出産予定



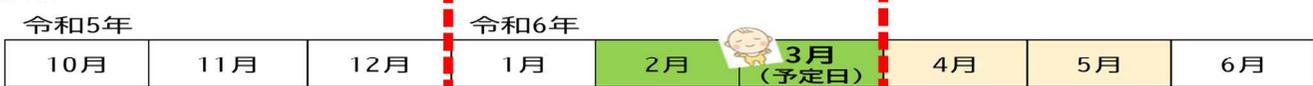
令和6年1月出産予定



令和6年2月出産予定



令和6年3月出産予定



令和6年4月出産予定



令和5年度対象月（3ヶ月）

【福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表 ( ) が改正部分】

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><u>第14条の4 国民健康保険税の納税義務者である世帯主は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>(5) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

議案第129号

## 福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書P35)

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(案)要旨

### 1 改正する項目

附則

### 2 条例改正の内容

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和5年条例第32号)の一部を次のように改正。  
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福島市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

### 3 条例施行予定日

公布の日から施行する。

### 4 具体的な影響

#### (1) 被保険者及び本市への影響

改正の内容及び経過措置規定に基づき賦課を行っている。

経過措置の付記を加えても被保険者及び本市への影響はない。



「福島市旧佐久間邸」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月26日	現場説明会	2団体参加 ・時間：午前10時～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月27日～30日		質問なし
3	8月2日	質問への回答	「旧佐久間邸」分は該当なし
4	8月3日～10日	指定申請書受付 (定住交流課)	2団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月28日	面接審査 (福島市市民会館・401号室)	2団体面接 ・時間：午後1時40分～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月26日	第1次審査 (市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者

- ・「株式会社NEOソリューション」／最終合計点：65.91点（交渉順位第1位）
- ・「A団体」／最終合計点：51.08点（交渉順位第2位）

3 審査結果

評価項目	配分	第1位	第2位
① 施設の設置目的の理解	10%	3.70点	2.80点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	13.20点	9.90点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	4.50点	2.70点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	3.90点	3.50点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	2.05点	1.70点
⑥ 社会的価値の実現	15%	6.60点	4.65点
⑦ 安定した施設運営	15%	5.40点	5.40点
合計	100%	39.35点	30.65点
※管理運営委員会委員が6名につき1項目60点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		65.58点	51.08点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0.33点を加点）した最終合計点		65.91点	51.08点

議案第162号 指定管理者の指定の件中、市民・文化スポーツ部所管分（音楽堂、古関裕而記念館）【文化振興課】（議案書P71）  
 議案第121号 令和5年度 福島市一般会計補正予算（第6号）（議案書P7、補正予算説明書P15）

### 指定管理者候補者及び債務負担行為設定額

施設の名称	福島市音楽堂・福島市古関裕而記念館・福島市働く婦人の家・福島市勤労青少年ホーム
取扱区分	公募
団体の名称	公益財団法人 福島市振興公社
団体の代表者	理事長 川村 栄司
団体の住所	福島市入江町1番1号
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5カ年間)
債務負担行為設定額 (単位:千円)	音楽堂425,959 (管理運営経費584,029 利用料金等収入158,070) 記念館156,467 (管理運営経費185,742 利用料金等収入29,275)
団体の事業概要	①市民の文化振興に関する啓発及び推進事業 ②市民の労働福祉増進に関する推進事業 ③市民の健康増進に関する啓発及び推進事業 ④地域の振興に関する推進事業 ⑤埋蔵文化財調査及び研究による文化財の保護保存及び継承事業 ⑥福島市における除染監理業務の受託事業 ⑦その他公社の目的を達成するために必要な事業
現行の取扱区分	公募 (公益財団法人 福島市振興公社)
備考	

### 債務負担行為設定額の内訳

(単位:千円)

年 度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	5カ年計
支出 (管理運営経費)	153,190	153,474	153,937	154,154	155,016	769,771
収入 (利用料金等収入)	37,469	37,469	37,469	37,469	37,469	187,345
差引 (指定管理料)	115,721	116,005	116,468	116,685	117,547	582,426

「福島市音楽堂・福島市古関裕而記念館・福島市働く婦人の家・福島市勤労青少年ホーム」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月21日	現場説明会	3団体参加 ・時間：午前10時～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月22日～25日		質問なし
3	8月2日	質問への回答	「福島市音楽堂・福島市古関裕而記念館・福島市働く婦人の家・福島市勤労青少年ホーム」分は該当なし
4	8月3日～10日	指定申請書受付 (文化振興課)	1団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月28日	面接審査 (福島市市民会館 401号室)	1団体面接 ・時間：午前10時00分～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月26日(市民) 9月29日(商観)	第1次審査 (商工観光部・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価(配分等詳細は審査集計表による) ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・商工観光部・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者 「公益財団法人福島市振興公社」／最終合計点：63.95点 (交渉順位第1位)

3 審査結果

評価項目	配分	第1位 (商工観光部)	第1位 (市民・文化スポーツ部)
① 施設の設置目的の理解	10%	2.40点	2.80点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	6.60点	9.30点
③ 指定管理料(費用)の設定	15%	4.20点	2.40点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	2.70点	2.70点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	1.35点	1.35点
⑥ 社会的価値の実現	15%	4.05点	4.35点
⑦ 安定した施設運営	15%	3.45点	3.15点
合計	100%	24.75点	26.05点
※管理運営委員会委員が4名につき1項目40点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		61.88点	65.13点
施設全体の平均点		63.51点	
上記採点結果に【インセンティブ加点】(+0.44点を加点)した最終合計点		63.95点	

議案第163号 指定管理者の指定の件（草心苑）【文化振興課】  
 議案第121号 令和5年度 福島市一般会計補正予算（第6号）

（議案書P72）  
 （議案書P7、補正予算説明書P15）

### 指定管理者候補者及び債務負担行為設定額

施設の名称	福島市草心苑	
取扱区分	公募	
団体の名称	株式会社 福島人材派遣センター	
団体の代表者	代表取締役 安田 敬	
団体の住所	福島市大町4番4号	
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5カ年間)	
債務負担行為設定額 (単位:千円)	23,595 (管理運営経費28,365 利用料金等収入4,770)	
団体の事業概要	①労働者派遣法に基づく労働者派遣事業 ②職業安定法に基づく有料職業紹介事業 ③情報処理に関する研究、開発事業 ④情報処理システム開発の計画作成業務 ⑤障害者の入浴、排泄、食事その他の日常生活の介護業務 ⑥企業財務の検討分析と情報提供業務 ⑦企業経営のコンサルタントに関する経営相談受託業務 ⑧新商品開発、企画、立案並びに販売調査の受託業務 ⑨ダイレクトメールの封入発送代行業務 ⑩各種機械装置の保守管理業務 ⑪自動車の運行及びその管理の請負業務	⑫損害保険代理業務及び生命保険募集業務 ⑬カルチャースクールの運営業務 ⑭地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者が行う公共施設の管理業務 ⑮求人開拓及び職業安定法に基づく職業紹介事業に係る民間委託の受託事業 ⑯求人広告事業 ⑰就職支援事業 ⑱国民年金保険料徴収、厚生年金保険加入等の社会保険事業の民間委託の受託事業 ⑲前各号に付帯する一切の業務
現行の取扱区分	公募（株式会社 福島人材派遣センター）	
備考		

### 債務負担行為設定額の内訳

(単位：千円)

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	5カ年計
支出(管理運営経費)	5,723	5,713	5,643	5,643	5,643	28,365
収入(利用料金等収入)	954	954	954	954	954	4,770
差引(指定管理料)	4,769	4,759	4,689	4,689	4,689	23,595

「福島市草心苑」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月25日	現場説明会	2団体参加 ・時間：午前10時～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月26日～29日		質問なし
3	8月2日	質問への回答	「福島市草心苑」分は該当なし
4	8月3日～10日	指定申請書受付 (文化振興課)	1団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月28日	面接審査 (福島市市民会館 401号室)	1団体面接 ・時間：午前11時20分～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月26日	第1次審査 (市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者 「株式会社 福島人材派遣センター」 / 最終合計点：56.21点（交渉順位第1位）

3 審査結果

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	3.60点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	10.20点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	4.50点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	3.50点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	1.80点
⑥ 社会的価値の実現	15%	5.10点
⑦ 安定した施設運営	15%	4.95点
合計	100%	33.65点
※管理運営委員会委員が6名につき1項目60点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		56.08点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0.13点を加点）した最終合計点		56.21点

議案第164号 指定管理者の指定の件(福島市民家園)【文化振興課】

(議案書P73)

議案第121号 令和5年度 福島市一般会計補正予算(第6号)

(議案書P7、補正予算説明書P16)

### 指定管理者候補者及び債務負担行為設定額

施設の名称	福島市民家園
取扱区分	公募
団体の名称	公益財団法人福島県都市公園・緑化協会
団体の代表者	理事長 猪股 慶藏
団体の住所	福島市佐原字神事場1番地
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5カ年間)
債務負担行為設定額 (単位:千円)	246,920 (管理運営経費248,025 利用料金等収入1,105)
団体の事業概要	①スポーツ・レクリエーションの普及指導及び体力の増進に関する事業 ②都市公園並びにスポーツ・レクリエーション及び歴史・文化・自然に関わる施設等の管理運営事業 ③都市公園に関する情報収集、広報、調査研究及び利用促進並びに地域づくりに関する事業 ④緑化に関する普及指導、情報収集及び調査研究に関する事業 ⑤緑化の推進に関する樹木等調査、緑地造成及び直地管理の受託事業 ⑥その他この法人の目的を達成するために必要な事業
現行の取扱区分	公募(公益財団法人福島県都市公園・緑化協会)
備考	

### 債務負担行為設定額の内訳

(単位:千円)

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	5カ年計
支出(管理運営経費)	49,226	49,299	49,804	49,881	49,815	248,025
収入(利用料金等収入)	221	221	221	221	221	1,105
差引(指定管理料)	49,005	49,078	49,583	49,660	49,594	246,920

「福島市民家園」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月27日	現場説明会	1団体参加 ・時間：午前10時～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月28日～31日		質問件数：3件
3	8月2日	質問への回答	ホームページにて回答
4	8月3日～10日	指定申請書受付 (文化振興課)	1団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月28日	面接審査 (福島市民家園)	1団体面接 ・時間：午後1時～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月26日	第1次審査 (市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者

「公益財団法人福島県都市公園・緑化協会」／最終合計点：66.50点（交渉順位第1位）

3 審査結果

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	4.20点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	13.20点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	4.50点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	4.40点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	2.05点
⑥ 社会的価値の実現	15%	5.85点
⑦ 安定した施設運営	15%	5.55点
合計	100%	39.75点
※管理運営委員会委員が6名につき1項目60点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		66.25点
上記採点結果に【インセンティブ加算】（+0.25点を加算）した最終合計点		66.50点

●議案第165号

指定管理者の指定の件（国体記念体育館ほか） 【スポーツ振興課】

（議案書P74）

●議案第121号

令和5年度 福島市一般会計補正予算（第6号）

（議案書P7、予算説明書P16）

### 指定管理者候補者及び債務負担行為設定額

施設の名称	福島市国体記念体育館、福島市体育館・武道場、福島市清沢地区体育館、福島市松川地区体育館、福島市飯野地区体育館、福島市湯野地区運動場、福島市飯野野球場、福島市南体育館、福島市東部体育館、福島市西部体育館、福島市中央市民プール、福島市森合市民プール、福島市弓道場、福島市飯坂武道場、福島市飯坂野球場、福島市相撲場、福島市十六沼公園サッカー場、福島市十六沼公園スケートボードパーク、福島市十六沼公園屋根付運動場、福島市庭球場、十六沼公園体育館・十六沼公園スポーツ広場・十六沼公園テニスコート、信夫ヶ丘総合運動公園信夫ヶ丘競技場、信夫ヶ丘総合運動公園信夫ヶ丘球場、荒川運動公園運動施設・レクリエーション施設、須川運動公園運動施設・レクリエーション施設、松川運動公園運動施設・レクリエーション施設、信夫ヶ丘総合運動公園運動施設・レクリエーション施設、蓬萊中央公園運動施設・レクリエーション施設及び森合運動公園多目的広場
取扱区分	公募
団体の名称	公益財団法人福島市スポーツ振興公社
団体の代表者	理事長 西坂 邦仁
団体の住所	福島市仁井田字西下川原41番地の1
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5カ年間)
債務負担行為設定額 (単位:千円)	1,910,514 (管理運営経費 2,403,776 利用料金等収入 493,262 )
団体の事業概要	生涯スポーツを推進し、地域住民の心身の健康と活力のある地域社会の形成に寄与する。 1. スポーツ教室、スポーツ指導者及び選手の養成並びに育成のための実技講習会等の開催事業 2. 体育スポーツ施設の管理運営事業 3. スポーツ情報の提供事業 4. スポーツ大会等の開催事業
現行の取扱区分	公募（公益財団法人福島市スポーツ振興公社）
備考	

### 債務負担行為設定額の内訳

(単位:千円)

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	5カ年計
支出(管理運営経費)	480,745	480,928	480,701	480,701	480,701	2,403,776
収入(利用料金等収入)	94,843	97,026	100,068	100,450	100,875	493,262
差引(指定管理料)	385,902	383,902	380,633	380,251	379,826	1,910,514

「 福島市国体記念体育館 ほか28施設 」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月27日	現場説明会	3団体参加 ・時間：午後2時～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、質問受付
2	7月28日～31日		質問件数：5件
3	8月2日	質問への回答	ホームページにて回答
4	8月3日～10日	指定申請書受付 (スポーツ振興課)	1団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月28日	面接審査 (福島市市民会館)	1団体面接 ・時間：午前10時40分～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月26日	第1次審査 (市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者 「 公益財団法人 福島市スポーツ振興公社 」 / 最終合計点：66.69点 （交渉順位第1位）

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	3.90点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	10.20点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	3.75点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	3.60点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	1.75点
⑥ 社会的価値の実現	15%	5.55点
⑦ 安定した施設運営	15%	4.50点
合計	100%	33.25点
※管理運営委員会委員が5名につき1項目50点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		66.50点
上記採点結果に【インセンティブ加算】（+0.19点を加算）した最終合計点		66.69点

●議案第166号 指定管理者の指定の件（クレー射撃場）【スポーツ振興課】

（議案書P76）

●議案第121号 令和5年度 福島市一般会計補正予算（第6号）

（議案書P7、予算説明書P16）

### 指定管理者候補者及び債務負担行為設定額

施設の名称	福島市クレー射撃場
取扱区分	非公募
団体の名称	福島市クレー射撃場運営協議会
団体の代表者	会長 尾形 一郎
団体の住所	福島市小田字滝ノ入2番地の1
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5力年間)
債務負担行為設定額 (単位:千円)	33,947 (管理運営経費36,852 利用料金等収入2,905 )
団体の事業概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本県における射撃競技の普及・振興の拠点としての役割を担う福島市クレー射撃場の管理を、法令や関係条例を遵守し、射撃場が持つ機能を最大限に発揮した管理運営。</li> <li>2. 高度な専門性や豊富な経験を持った人材を活用し、安全・厳格でかつ誰もが利用しやすい施設の管理運営。</li> <li>3. 射撃に関する知識の習得、技能、マナー向上等に取り組み、狩猟の技術向上、安全対策に積極的に対応する。</li> <li>4. 関連団体と連携し、競技力向上や射撃競技者の育成に努める。</li> </ol>
現行の取扱区分	非公募（福島市クレー射撃場運営協議会）
備考	

### 債務負担行為設定額の内訳

(単位:千円)

年 度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	5力年計
支出(管理運営経費)	7,364	7,372	7,372	7,372	7,372	36,852
収入(利用料金等収入)	581	581	581	581	581	2,905
差引(指定管理料)	6,783	6,791	6,791	6,791	6,791	33,947

「 福島市クレール射撃場 」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	4月27日	非公募施設として決定 (福島市行財政改革推進本部)	令和6年度からの指定管理者制度導入にあたり非公募で選定することを決定
2	8月3日～10日	指定申請書受付 (スポーツ振興課)	申請書類の内容等点検、受付
3	9月26日	第1次審査 (市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
4	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者を決定

2 指定管理者候補者 「 福島市クレール射撃場運営協議会 」 / 最終合計点：62.83点

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	3.90点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	11.10点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	9.00点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	3.60点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	1.40点
⑥ 社会的価値の実現	15%	4.65点
⑦ 安定した施設運営	15%	4.05点
合計	100%	37.70点
※管理運営委員会委員が6名につき1項目60点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		62.83点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（加点なし）した最終合計点		62.83点

議案121号 令和5年度 福島市一般会計補正予算（第6号）【文化振興課】

〈継続費補正〉議案書 P10、補正予算説明書 P11

(10款) 教育費 (6項) 社会教育費 (6目)文化施設費 (事業名)旧広瀬座再整備事業

補正額 50,530千円

【継続費の補正前後の比較表】

(単位:千円)

事業名	変更前						変更後						補正額	
	全体計画						全体計画							
	年度	年割額 (A)	左の特定財源				一般財源	年度	年割額 (B)	左の特定財源				年割額 (B)-(A)
			特定財源			一般財源				特定財源			一般財源	
国庫支出金			地方債	その他	国庫支出金					地方債	その他			
旧広瀬座再整備事業	5	33,725	16,862	15,100	1,763	-	5	33,725	16,862	15,100	1,763	-	0	
	6	432,905	186,797	221,400	24,708	-	6	433,002	186,845	221,400	24,757	-	97	
	7	275,920	83,199	173,300	19,421	-	7	326,353	100,483	203,200	22,670	-	50,433	
	計	742,550	286,858	409,800	45,892	-	計	793,080	304,190	439,700	49,190	-	50,530	

(1) 補正の趣旨

実施設計期間中の昨年8月、文化庁調査官から防火対策に関して指導が入り、新たな対応が必要となったことから、今年度、追加実施設計を行っている。

本補正予算は、当該実施設計により工事費及び工事監理費が増額となることに伴い、継続費の総額および年割額を変更するものである。

(2) 主な内容

- ①易操作型屋外消火栓の新設(旧広瀬座機械設備工事)
- ②炎感知器新設(旧広瀬座電気設備工事)
- ③屋内消火栓用のポンプ棟建築(便所棟・外構建築工事)



議案121号 令和5年度 福島市一般会計補正予算（第6号）【文化振興課】

〈債務負担行為補正〉議案書 P13 、 補正予算説明書 P13

【補正の趣旨・内容等】

福島市写真美術館において、故秋山庄太郎氏の写真展を開催し、本市写真文化のさらなる振興と花観光の一層の推進を図るため、当該契約にかかる債務負担行為を設定するもの。

◆(仮称)秋山庄太郎写真展 開催概要(予定)

- 開催日 令和6年3月16日(土)～4月14日(日)
- 会 場 福島市写真美術館
- 観覧料 500円
- 内 容 花見山を中心とした 故秋山庄太郎氏の作品展示（同氏寄贈作品含む）

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	限度額	令和4年度末までの 支 出 額		令和5年度以降の支出予定額			左の財源内訳			
				令和5年度		令和6年度以降		特定財源		
		期 間	金 額	金 額	期 間	金 額	国 県 支出金	地方債	その他	
写真美術館企画展開催業務委託費	1,500	-	-	-	令和6年度	1,500	-	-	-	1,500

議案第123号 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）【国保年金課】

補正予算説明書 P29 ~ P33

【歳入】 (単位:千円)

科目	項目	補正前の額	補正額	計
01	国民健康保険税	4,230,657	-	4,230,657
	現年課税分	4,025,785	-	4,025,785
	滞納繰越分	204,872	-	204,872
02	使用料及び手数料	2	-	2
03	県支出金	16,206,173	19,300	16,225,473
04	財産収入	151	-	151
05	繰入金	1,958,741	-	1,958,741
06	繰越金	384,677	-	384,677
07	諸収入	71,112	-	71,112
08	国庫支出金	10,030	-	10,030
	歳入合計	22,861,543	19,300	22,880,843

【歳出】 (単位:千円)

科目	項目	補正前の額	補正額	計
01	総務費	426,623	19,300	445,923
02	保険給付費	16,071,780	-	16,071,780
03	国民健康保険事業費納付金	6,017,458	-	6,017,458
04	保健事業費	258,979	-	258,979
05	基金積立金	151	-	151
06	公債費	1	-	1
07	諸支出金	36,551	-	36,551
08	予備費	50,000	-	50,000
	歳出合計	22,861,543	19,300	22,880,843

議案第123号 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）【国保年金課】

<歳出> 補正予算説明書 P29 ~ P33

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
1 総務費 2 徴税费 2 賦課徴収費	127,733	19,300	147,033	県 19,300	-	-	-	<p>◇事業の概要</p> <p>出産予定の被保険者又は出産した被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額軽減措置が令和6年1月1日に施行される。</p> <p>出産被保険者の所得割額及び被保険者均等割額を、単胎妊娠の場合は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月の4ヶ月間、多胎妊娠の場合は出産予定月の3ヶ月前から出産予定月の翌々月までの6ヶ月間、10分の10減額する。</p> <p>上記軽減措置に対応するため、国保賦課システムの改修が必要になることから補正予算を要求するものである。</p>